

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………

……………(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

公告

○開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

告示

●東京都告示第八百六十八号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号。以下「法」という。)
第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、
法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 支援法人の名称 株式会社ジェイ・エス・ピー・ネットワーク

二 支援法人の住所 新宿区西新宿一丁目六番一号

三 支援業務を行う事務所の所在地 新宿区西新宿一丁目六番一号新宿エルタワー十六階
新宿区高田馬場一丁目三十三番五号タケトモビル一階

四 指定年月日 令和三年六月十六日

●東京都告示第八百六十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

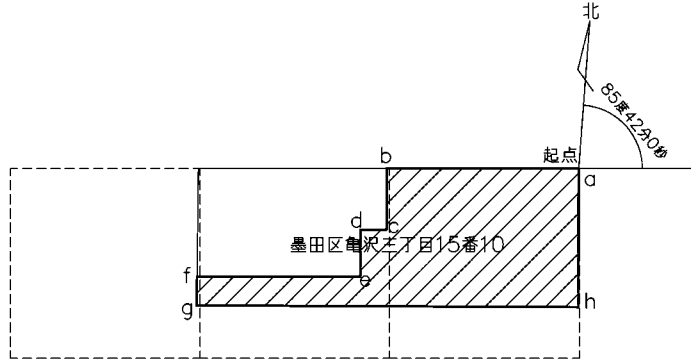
令和三年六月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区亀沢三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)
第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



No.	Xn	Yn
a	0.000	0.000
b	-10173.424	0.000
c	-10176.763	-3221.000
d	-11560.520	-3221.000
e	-11560.520	-5702.956
f	-20164.880	-5700.224
g	-20163.728	-7222.194
h	-58.396	-7302.047

起点 緯度：35度41分53秒
 経度：139度48分10秒

【起点】
 起点は、墨田区亀沢三丁目15番10の最北端とする。

- 【凡例】
- 調査対象地
 - 敷地境界
 - - - 単位区画
 - ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度(85度42分0秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市光町一丁目十番十八及び十一番一
 武蔵野市境二丁目二番二号
 株式会社飯田産業
 代表取締役 千葉雄二郎

立川市上砂町五丁目二十番二
 町田市南つくし野四丁目三番地五
 山下 清司

あきる野市二宮字森腰千二百十三番一
 立川市羽衣町二丁目四番九号
 株式会社高木工務店
 代表取締役 高木 明弘

日野市東平山二丁目二十一番八及び同番二十五
 立川市高松町三丁目二十九番十七号
 三緯地所株式会社
 代表取締役 鈴木 等

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

